

# 東京家政学院大学学則（案）

## 第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 東京家政学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨の建学の精神を具現する高度の知識、技能を研究教授し、もってわが国文化の高揚発達に貢献する有為な女性を育成することを目的とする。

2 本学は、学部・学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第 1 のとおり定める。

（名称及び位置）

第 1 条の 2 本学は、東京家政学院大学と称する。

2 本学の位置は、東京都町田市相原町 2600 番地及び東京都千代田区三番町 22 番地とする。

（自己点検及び評価等）

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

## 第 2 章 組 織

（学部、学科及び収容定員）

第 3 条 本学に次の学部及び学科を置き、その収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
現代生活学部	現代家政学科	130名	10名	540名
	健康栄養学科	105名	-	420名
	生活デザイン学科	120名	10名	500名
	児童学科	90名	5名	370名
	人間福祉学科	60名	5名	250名
計		505名	30名	2,080名

（大学院）

第 4 条 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院に置く研究科並びに専攻及びその収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科	課 程	専 攻	入学定員	収容定員
人間生活学研究科	修士課程	生活文化専攻	10名	20名

3 大学院に関する規則は、別に定める。

（附属図書館）

第 5 条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

（博物館）

第 6 条 本学に博物館を置く。

2 博物館の名称を「東京家政学院生活文化博物館」とする。

3 博物館に関する事項は、別に定める。

(情報処理センター)

第6条の2 本学に東京家政学院大学情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）を置く。

2 情報処理センターに関する事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第7条 本学に東京家政学院大学保健管理センター（以下「保健管理センター」という。）を置く。

2 保健管理センターに関する事項は、別に定める。

(学生支援センター)

第8条 本学に東京家政学院大学学生支援センター（以下「学生支援センター」という。）を置く。

2 学生支援センターに関する事項は、別に定める。

(国際交流センター)

第8条の2 本学に東京家政学院大学国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）を置く。

2 国際交流センターに関する事項は、別に定める。

(地域連携・研究センター)

第8条の3 本学に東京家政学院大学地域連携・研究センター（以下「地域連携・研究センター」という。）を置く。

2 地域連携・研究センターに関する事項は、別に定める。

### 第3章 職員組織

(教職員)

第9条 本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に定める教職員のほか、本学に副学長を置くことができる。

(学長)

第10条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

(副学長)

第10条の2 副学長は、学長の職務を助ける。

(学部長)

第11条 学部に学部長を置き、教授をもって充てる。

2 学部長は、学部に関する事項を掌理する。

### 第4章 教授会

(教授会)

第12条 本学学部に教授会を置く。

2 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。ただし、学部長が必要と認める場合には、その他の職員を出席させることができる。

3 教授会の運営に関する事項は、別に定める。

4 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教員の選考、昇任その他身分に関する事項
- (2) 学術研究及び教育計画に関する事項
- (3) 学生の入学、卒業、休学、退学、転学及び除籍等に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) その他学長の諮問する事項

## 第 5 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 13 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 14 条 学年を分けて次の 2 期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 20 日まで

後期 9 月 21 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 15 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 創立記念日 5 月 21 日

(4) 夏季休業 8 月 1 日から 9 月 20 日まで

(5) 冬季休業 12 月 26 日から翌年 1 月 7 日まで

(6) 春季休業 3 月 25 日から 3 月 31 日まで

2 学長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

## 第 6 章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 16 条 本学の修業年限は、4 年とする。ただし、第 23 条の規定により再入学した者の修業年限については、別に定める。

(在学年限)

第 17 条 学生は 8 年を超えて在学することはできない。ただし、第 22 条又は第 23 条の規定により、編入学又は再入学した者は、修業すべき年数の 2 倍を超えて在学することはできない。

## 第 7 章 入学、編入学、学士入学、再入学

(入学の時期)

第 18 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 19 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 修業年限が 3 年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が 2,590 時間以上である専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以降に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

(入学の出願)

第20条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて指定の期間内に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第21条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(編入学)

第22条 第3条に基づく第3年次編入学者の選考は、特別選抜により教授会が行う。

- 2 前項に定めるものを除き、本学に編入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、教授会において選考する。
- 3 前2項により編入学することができる者は、次の一に該当する者とする。
  - (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
  - (2) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者
  - (3) 修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上である専修学校の専門課程を修了した者(ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。)
  - (4) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
  - (5) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校若しくは専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(学士入学)

第22条の2 修業年限4年の大学を卒業した者若しくは学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で、本学の第3年次に入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、教授会において選考する。

(再入学)

- 第23条 本学を願い出により中途退学した者又は除籍(学則第36条第1号の場合に限る。)された者が、再入学を願い出たときは、教授会において選考する。
- 2 再入学に関して必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

- 第24条 前4条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の納入金を納付するとともに、本学所定の誓約書その他所定の書類を提出しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

## 第8章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

- 第25条 本学の教育目的を達成するため教育課程を体系的に編成する。
- 2 資格取得に関する事項は、別に定める。
  - 3 教育課程及び履修方法については、この学則によるほか、東京家政学院大学教育課程及び履修方法に関する規則(以下「履修規則」という。)による。

(授業科目の区分)

- 第26条 授業科目は、専門科目、基礎科目及び資格科目に分ける。
- 2 授業科目及びその単位数その他必要な事項は、履修規則に定める。

(単位の修得)

第27条 学生は、前条の授業科目区分に従い、履修規則に定める単位を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第 28 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により定める。

(1) 講義については、授業時間 15 時間をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、授業時間 30 時間をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15 時間をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、授業時間 45 時間をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30 時間をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって 1 単位とする。

(各授業科目の授業期間)

第 29 条 各授業科目の授業は、原則として各学期 15 週にわたる期間を単位として行う。

(試験)

第 30 条 試験は、各学期の終わりに行われる定期試験及び追試験・再試験を原則とする。

2 各授業科目とも学則に定める授業時間の 3 分の 2 (介護実習については 5 分の 4) に達しない者は、試験を受けることができない。

3 試験の方法は、筆記試験のほか実験、実習、実技、制作、論文等の審査及び日常の学修状況等によって行う。

4 試験の成績評価及び表記については、別に定める。

## 第 9 章 休学、退学、転入学、留学及び除籍

(休学)

第 31 条 疾病その他の理由により引き続き 2 月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められた者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 32 条 休学の期間は、引き続き 1 年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学の期間は、第 17 条に規定する在学年数に算入しない。

4 休学の理由が消滅し、復学しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 33 条 本学を退学しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(転入学)

第 34 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 35 条 学長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより学生が外国の大学又は短期大学 (以下「大学等」という。) に留学することを認めることができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第 16 条の修業年限に算入することができる。

(除籍)

第 36 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料、施設設備資金及び実習料を滞納し、督促を受けても納付しない者

(2) 第 17 条に定める在学年限を超えた者

(3) 第 32 条第 2 項に定める休学期間を超えなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第 10 章 課程の修了、卒業及び学位

(単位の授与)

第 37 条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業の履修等に対する単位の授与)

第 38 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は第 35 条の規定により、外国の大学等に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修に対する単位の授与)

第 39 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学での履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位については、教授会の議に基づき、前条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 40 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 前 2 項の単位の認定方法に関する必要な事項は、別に定める。

(指定科目の認定除外)

第 40 条の 2 人間福祉学科介護福祉専攻については、前 3 条の規定は社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発等養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）に定める指定科目を除くものとする。ただし、同専攻の学生が本学に入学する前に介護福祉士養成施設の認可を受けた大学等で修得した指定科目については、この限りでない。

(課程の修了)

第 41 条 4 年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学部長が課程の修了を認定する。

(卒業の認定)

第 42 条 前条の規定により課程を修了した者については、学長が卒業を認定する。

(早期卒業)

第 42 条の 2 3 年以上在学し、卒業の要件として定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、第 16 条、第 41 条及び第 42 条の規定にかかわらず、教授会の議を経て、学部長が課程の修了を認定し、学長が卒業を認定することができる。

2 前項の早期卒業に関する事項は、別に定める。

(卒業の延期)

第 42 条の 3 第 42 条の特例として、第 41 条の要件を満たした者であっても、在学期間の延長を希望する者については、願い出により、学長は卒業の認定を延期することができる。

2 前項の卒業延期に関する事項は、別に定める。

(学位)

第 43 条 学長は、本学を卒業した者に対し、次の学位を授与する。

現代生活学部現代家政学科	学士 (家政学)
健康栄養学科	学士 (家政学)
生活デザイン学科	学士 (家政学)
児童学科	学士 (児童学)
人間福祉学科	学士 (社会福祉)

2 学位に関する必要な事項は、別に定める。

## 第 11 章 入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料等

(納入金の額)

第 44 条 本学の入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料は、別表第 2 のとおりとする。

2 家計状況又は家計状況の急変による経済的理由により修学困難である者(次項の規定により授業料及び施設設備資金の半額を減免された私費外国人留学生を除く。)には、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免することができる。

3 私費外国人留学生には、入学金、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その半額を減免する。

4 学校法人東京家政学院が設置する大学、短期大学及び高等学校を卒業して入学する者については、入学金を半額とする。

5 学校法人東京家政学院の設置する学校に在学している学生及び生徒の姉妹兄弟が、本学に入学する場合の入学金は、別に定めるところにより、その半額を減免する。

(入学時納入金の納入期日)

第 45 条 入学を許可された者は、指定した期間内に所定の納入金を納めなければならない。

(授業料の納入期日)

第 46 条 授業料、施設設備資金及び実習料(以下この章において「授業料等」という。)は、次の期日までに納入しなければならない。ただし、納入期日が、国民の祝日、日曜日、その他の休日に当たるときは、その翌日とする。

前期分 4 月 15 日

後期分 9 月 21 日

(既納の納入金の返戻)

第 47 条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として返戻しない。

(授業料等未納者の受験)

第 48 条 授業料等を納入しない者は、試験を受けることができない。

(退学等の場合の授業料等)

第 49 条 学期の途中で退学、転学した者又は除籍(第 36 条第 1 号による場合を除く。)された者についても、その期の授業料等は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(休学期間中の授業料等)

第 50 条 休学を許可された者及び命ぜられた者の休学期間中の授業料等は、半額とする。

## 第 12 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 51 条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り教授会において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条 学長は、本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 53 条 他大学等の学生で本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 54 条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教授会において特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第 26 条第 2 項に掲げるもののほか日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 前 2 項に定めるもののほか外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生への本学則の準用)

第 55 条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生については、別に定めるもののほか本学則を準用する。

## 第 13 章 賞 罰

(表彰)

第 56 条 学業、人物ともに優れた者があるときは、学長は、教授会の議を経て、これを表彰する。

(懲戒)

第 57 条 本学の諸規則に違反する等、学生の本分にもとる者があるときは、学長は、教授会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第 14 章 公開講座及び各種講習会等

(公開講座)

第 58 条 本学の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(各種講習会等)

第 59 条 本学は、成人教育その他の教育研究活動のため、講習会等を開設することができる。

2 講習会等に関し必要な事項は、別に定める。



附 則

- この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 家政学部家政学科家政学専攻の平成 12 年度から平成 15 年度までの入学定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	12年度	13年度	14年度	15年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	126名	122名	118名	114名

- 家政学部家政学科家政学専攻の平成 12 年度から平成 18 年度までの収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	516名	508名	496名	480名	464名	452名	444名

附 則

- この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 44 条に規定する施設設備資金及び同条ただし書きの規定については、平成 13 年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 12 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年 3 月 31 日に在籍する者及び平成 16 年度人文学部人間福祉学科介護福祉専攻に入学する者については、改正後の第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、人文学部文化情報学科文化情報専攻及び比較文化専攻は、改正後の学則第 3 条に掲げる表の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該学科、専攻に在学する者が当該学科、専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の学則第 3 条に掲げる表の第 3 年次編入学定員のうち人文学部文化情報学科は、同条の規定にかかわらず、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の学則第 3 条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 17 年度から平成 19 年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	17年度	18年度	19年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	462名	464名	460名
		管理栄養士専攻	200名	200名	200名
	児童学科	50名	100名	150名	
	住居学科	385名	410名	430名	
人文学部	日本文化学科		445名	410名	370名
	工芸文化学科		305名	290名	270名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	190名	210名	230名
		介護福祉専攻	120名	120名	120名
	文化情報学科	文化情報専攻	260名	180名	90名
		比較文化専攻	160名	110名	55名
文化情報学科		80名	160名	250名	
計			2,657名	2,654名	2,625名

- 第 44 条の規定に基づく別表第 1 に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金、実習料は、平成 17 年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 42 条の 2 の規定は、平成 18 年度から入学する者に適用す

る。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 44 条の 4 の規程は、平成 21 年度から入学する者に適用する。

附 則

1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、家政学部家政学科家政学専攻、管理栄養士専攻、人文学部人間福祉学科社会福祉専攻及び介護福祉専攻は、改正後の学則第 3 条に掲げる表の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科、専攻に在学する者が当該学科、専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

2 改正後の学則第 3 条に掲げる表の第 3 年次編入学定員のうち家政学部現代家政学科及び人文学部人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

なお、家政学部家政学科家政学専攻及び人文学部人間福祉学科社会福祉専攻の第 3 年次編入学に係る学生募集は、平成 23 年度から停止する。

3 改正後の学則第 3 条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	21年度	22年度	23年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	350名	240名	120名
		管理栄養士専攻	150名	100名	50名
	現代家政学科		110名	220名	340名
	健康栄養学科		105名	210名	315名
	児童学科		230名	260名	290名
	住居学科		420名	390名	360名
人文学部	日本文化学科		300名	270名	240名
	工芸文化学科		240名	230名	220名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	190名	130名	65名
		介護福祉専攻	90名	60名	30名
	人間福祉学科		90名	180名	275名
文化情報学科		310名	280名	250名	
計			2,585名	2,570名	2,555名

4 第 44 条の規定に基づく別表第 2 に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金、実習料は、平成 21 年度から入学する者に適用する。ただし、平成 21 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の例による。

5 第 40 条の 2 の規定については、平成 21 年 3 月 31 日に人間福祉学科介護福祉専攻に在学する者が、当該学科、専攻に在学しなくなったときに廃止する。

附 則

この学則は、平成 21 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、家政学部現代家政学科、健康栄養学科、児童学科、住居学科、人文学部日本文化学科、工芸文化学科、人間福祉学科及び文化情報学科は、改正後の学則第 3 条に掲げる表の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

2 改正後の学則第 3 条に掲げる表の第 3 年次編入学定員のうち現代生活学部現代家政学科、生活デザイン学科、児童学科及び人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

なお、家政学部現代家政学科、住居学科、人文学部日本文化学科、工芸文化学科、人間福祉学科及び文化情報学科の第 3 年次編入学に係る学生募集は、平成 24 年度から停止する。

3 改正後の学則第 3 条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 22 年度から平成 24 年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	22年度	23年度	24年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	240名	120名	0名
		管理栄養士専攻	100名	50名	0名
	現代家政学科	110名	120名	120名	
	健康栄養学科	105名	105名	105名	
	児童学科	180名	130名	80名	
	住居学科	310名	200名	85名	
人文学部	日本文化学科		220名	140名	55名
	工芸文化学科		180名	120名	55名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	130名	65名	0名
		介護福祉専攻	60名	30名	0名
	人間福祉学科		90名	95名	95名
文化情報学科		230名	150名	60名	
現代生活学部	現代家政学科		120名	240名	370名
	健康栄養学科		105名	210名	315名
	生活デザイン学科		120名	240名	370名
	児童学科		80名	160名	245名
	人間福祉学科		80名	160名	245名
計			2,460名	2,335名	2,200名

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の学則第 3 条に掲げる表の収容定員のうち現代生活学部現代家政学科、児童学科及び人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 27 年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	25年度	26年度	27年度
現代生活学部	現代家政学科	510名	520名	530名
	児童学科	340名	350名	360名
	人間福祉学科	310名	290名	270名

別表第1（第1条第2項関係）

現代生活学部	
<p>現代生活学部は、知、徳、技のバランスを重視する建学の精神に基づき、生活者の視点から、家政（衣、食、住、家族、消費）、教育（初等教育、幼児教育、保育）、福祉を中心的な分野として教育・研究を行い、個人・家庭・地域の暮らしはもとより、地球規模の問題解決にまで貢献できる人材を育成し、社会に送り出すことを目的とする。</p>	
現代家政学科	健康栄養学科
<p>現代家政学科は、家族、消費者、環境、衣食住生活文化に関わる家政学の専門的な知識・技術を習得し、身近な人と協働し、生活者視点から現代社会の諸課題を解決する教養と統合力のある人材を育成する。「家族・消費者支援」「環境・ツーリズム」「ファッション・インテリア」「生活と食文化」領域から、教育・研究を行う。</p>	<p>健康栄養学科は、「臨床栄養」「地域保健・福祉栄養」「栄養教育」「フード・マネジメント」の4系を設け、これら各分野における“食”を通して健康に生きる手法の教育・研究にもとづき、社会的要請に応じることのできる有能な管理栄養士を育成する。</p>
生活デザイン学科	児童学科
<p>生活デザイン学科は、生活の基本である「衣」、「食」、「住」とこれを支える「ものづくりカルチャー」の4つの履修モデルを設け、生活環境に関わる諸問題を、生活者の視点でとらえ、自らの目で確かめ、変化の激しい現代の生活環境に対応した、人や自然に優しい生活を自らデザインし、実践的に解決できる専門性と総合性を併せ持つ人材を育成する。</p>	<p>児童学科は、子どもの豊かな発達と人間形成にかかわる「臨床と心理」「健康と文化」「保育と福祉」「発達と教育」など、多分野にわたる幅広い教養と専門的知識を通して、子どもの幸せをめざして現実の問題に対応できる専門家として社会に貢献できる人材を育成する。</p>
人間福祉学科	
<p>人間福祉学科は、「施設・行政・医療機関」「心理・精神保健福祉分野」「福祉ビジネス分野」という3つの分野で働くための履修モデルを設け、共に生きるための意味を深く理解し、高度な支援スキルを習得し、自分の個性と思いを仕事に活かしながら人々の生活を支援する専門家としての人材を育成する。</p>	

別表第2（第44条関係）

学部等 項目	現代生活学部				
	現代家政学科	健康栄養学科	生活デザイン学科	児童学科	人間福祉学科
入学検定料	3万円				
入学金	30万円				
授業料（年額）	77万円				
施設設備資金（年額）	25万円				
注記	実習料については、別に定めるところにより、納入するものとする。				